

新型コロナウイルス感染症防止のため、症状がある方、陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は受講を控えていただくようお願いいたします。
マスクの着用は個人の判断に委ねられていますが、会話の際にはマスクの着用をお願いいたします。

関係事業主殿

令和6年5月1日
(一社)長野県労働基準協会連合会
(一社)佐久労働基準協会
各労働基準協会

保護具着用管理責任者教育

開催のご案内

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令により、化学物質に係るリスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場においては、「保護具着用管理責任者」の選任が義務づけられます(令和6年4月1日施行)。

当該責任者は「保護具に関する知識及び経験を有する者」(4頁参照)から選任することとされていますが、この場合でも本教育を受講することが望ましいとされています。

当連合会では、標記の教育を下記により開催いたしますので、保護具着用管理責任者に特段のご配慮をくださいますようお願い申し上げます。

記

1. 講習の日時、会場、締切日、定員

※9時55分からオリエンテーションを行います

開催日時	令和6年6月14日(金)	9時40分から受付をし、10時開講です。		
会場	佐久地区トラック研修会館	佐久市瀬戸1026-4		
締切日	令和6年5月29日(水)	定員	70名	締切日前でも定員になりましたら受付を締め切らせていただきます

2. 申込方法

(1) 申込先 最寄りの労働基準協会へお申し込み下さい。(所在地は9.その他の下に記載してあります。)

(2) 提出書類 受講申込書(受講料、テキスト代を添えてお願いします。)

3. 受講料(消費税含む)

労働基準協会会員事業場在籍者 1名 8,800円 [本体:8,000円 消費税(10%)800円]
" 会員外 " 1名 11,000円 [本体:10,000円 消費税(10%)1,000円]

4. テキスト代(消費税含む) ※テキスト代は価格改訂される場合があります。

「保護具着用管理責任者教育テキスト」

1冊 2,750円 [本体:2,500円 消費税(10%)250円]

5. 受講上等の留意事項

申込み受付後の取消しは6月7日までとし、その後の取り消し及び欠席者にはテキストのみお渡しし、受講料は原則として返却しませんのでお含み下さい。

6. 当日の持ち物

- (1) 自社で使用している呼吸用保護具（防じん・防毒マスク等）を必ずご持参ください。
※実技の講習科目で使用します。
- (2) 筆記用具を携行してください。

7. 講習科目、時間及び講師

		講 習 科 目	時 間	講 師
第一日目	学 科	オリエンテーション	9:55～	(一社) 長野県労働基準協会連合会 安全衛生支援室 労働安全・衛生コンサルタント 桜井 優
		関係法令	10:00～10:30	
		保護具着用管理	10:30～11:00	
		保護具に関する知識	11:00～12:00 13:00～15:00	
		労働災害の防止に関する知識	15:00～16:00	
	実 技	保護具の使用方法等	16:00～17:00	
		修了式	17:00～(予定)	

都合によりカリキュラム及び講師が変更することもあります。

8. 修了証の交付

全科目を受講した方に対して修了式で修了証を交付します。

なお、6月10日以降に受講申込みされた方及び申込書の記載内容に不備があった方には後日郵送いたします。
 (郵送料434円ご負担下さい。)

9. そ の 他

- (1) 会場の空調により温度調節が難しいため、各自服装等にご留意下さい。
- (2) 昼食は各自ご用意下さい。

各地区労働基準協会所在地【講習の申込みは最寄りの労働基準協会へ】

労働基準協会名	所 在 地	TEL・FAX
(一社) 松本労働基準協会	〒390-0851 松本市大字島内 3427-51	0263-40-3600・48-1388
(一社) 長野労働基準協会	〒380-0918 長野市アークス 2-3	026-227-0235・227-1494
(一社) 諏訪労働基準協会	〒394-0021 岡谷市郷田 1-4-11 岡谷商工会館 3階 301	0266-22-2032・22-2067
(一社) 上小労働基準協会	〒386-0025 上田市天神 2-4-55	0268-23-2500・23-2507
(一社) 飯田労働基準協会	〒395-0063 飯田市羽場町 3丁目 2-4	0265-22-6246・22-6248
(一社) 中野労働基準協会	〒383-0013 中野市大字中野 1863-1	0269-22-2255・23-0729
(一社) 佐久労働基準協会	〒384-0017 小諸市三和 1-4-7	0267-22-3841・25-1008
(一社) 伊那労働基準協会	〒396-0015 伊那市中央 5083-1	0265-76-6666・72-5855
(一社) 更埴労働基準協会	〒388-8007 長野市篠ノ井布施高田 96	026-292-0400・293-0403
(一社) 大町労働基準協会	〒398-0002 大町市大町 6713-3	0261-22-0774・23-3601
(一社) 長野県労働基準協会 連 合 会	〒380-0918 長野市アークス 2-3 ホームページ http://www.naganoroukiren.or.jp	026-223-0280・223-0277

* 必要事項を記入して下さい。※印内は記入しないでください。

太線内は、修了証の記載事項になりますので、特に正確に記入して下さい。

* 受講票の受講者氏名も記入して下さい。

6月14日 佐久市会場

保護具着用管理責任者教育受講申込書

フリガナ		※協会	※受講 No.	
氏名 <small>正しい字体ではっきり記入して下さい</small>				
生年月日	昭和 平成	年	月	日
現住所 <small>〒番号必須</small>	〒	—	都・道・府・県	
		労働基準協会会員関係		
		加入されている労働基準協会名【 】内に必ずご記入下さい。 加入されていない場合は会員外に〇をご記入下さい。 【 】労働基準協会・会員外		
上記のとおり申し込みます。 令和 年 月 日 〒 —				
事業場所在地 事業場名 事業主職氏名 申込担当者所属・氏名				
		TEL	()	
		FAX	()	

(一社)長野県労働基準協会連合会長 殿

★ご記入いただきました個人情報につきましては、当連合会が責任を持って管理し、本講習以外の目的には使用しません。

協会使用欄	受講料	テキスト代	領収月日	領収者	受講番号
	¥8,800-(会員) ¥11,000-(会員外)	¥2,750-	/		

受講者氏名を記入し、切り取らないで下さい。

保護具着用管理責任者教育受講票

※9時55分からオリエンテーションを行います

※協会	※受講 No.	受講者氏名	講習月日 R 6 年 6 月 1 4 日 講習会場 佐久地区トラック研修会館

※9時40分からこの受講票を提示して受付を済ませて下さい。

※会場の空調により温度調節が難しいため、各自服装等にご留意下さい。

※自社で使用している呼吸用保護具（防じん・防毒マスク等）を必ずご持参ください。

※1日目

新型コロナウイルス感染症防止のため、症状がある方、陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は受講を控えていただくようお願いいたします。
マスクの着用は個人の判断に委ねられていますが、会話の際にはマスクの着用をお願いいたします。

保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者（令和4年5月31日付け 基発0531第9号）

- ① 下記に定める化学物質管理専門家または、作業環境管理専門家の要件に該当する者
- ② 法第83条第1項の労働衛生コンサルタント試験に合格した者
- ③ 安衛則別表第4に規定する第1種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者
- ④ 安衛則別表第1の上欄に掲げる、令第6条第18号から第20号までの作業及び令第6条第22号の作業に応じ、同表の中欄に掲げる資格を有する者(作業主任者)
- ⑤ 安衛則第12条の3第1項の都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習を修了した者の他、安全衛生推進者の選任要件を満たす者

「化学物質管理専門家」には、次に掲げる者が含まれること。

- ① 労働衛生コンサルタント(労働衛生工学)で5年以上化学物質の管理に係る業務に従事した経験を有する者
- ② 衛生工学衛生管理者免許を受けた者で、8年以上衛生工学衛生管理者の業務に従事した経験を有する者
- ③ 作業環境測定士で、6年以上作業環境測定士としてその業務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了した者
- ④ 労働安全コンサルタント(化学)で5年以上化学物質に係る労働安全コンサルタント業務に従事した経験を有する者
- ⑤ (一社)日本労働安全衛生コンサルタント会が運用している「生涯研修制度」によるCIH労働衛生コンサルタントの称号の使用を許可されている者
- ⑥ (公社)日本作業環境測定協会の認定オキュペイショナルハイジニスト又は国際オキュペイショナルハイジニスト協会(IOHA)の国別認証を受けている海外のオキュペイショナルハイジニスト若しくはインダストリアルハイジニストの資格を有する者
- ⑦ (公社)日本作業環境測定協会の作業環境測定インストラクターに認定されている者
- ⑧ 衛生管理士(労働衛生コンサルタント試験(試験区分:労働衛生工学)に合格した者に限る。)に選任された者で、5年以上労働災害防止団体法第11条第1項の業務又は化学物質の管理に係る業務を行った経験を有する者

「作業環境管理専門家」には、次に掲げる者が含まれること。

- I. 化学物質管理専門家の要件に該当する者
- II. 労働衛生コンサルタント(労働衛生工学)又は労働安全コンサルタント(化学)であって、3年以上化学物質又は粉じんの管理に係る業務に従事した経験を有する者
- III. 6年以上、衛生工学衛生管理者としてその業務に従事した経験を有する者
- IV. 衛生管理士(労働衛生コンサルタント試験(労働衛生工学)に合格した者に限る。)に選任され、3年以上労働災害防止団体法第11条第1項の業務又は化学物質の管理に係る業務を行った経験を有する者
- V. 6年以上、作業環境測定士としてその業務に従事した経験を有する者
- VI. 4年以上、作業環境測定士としてその業務に従事した経験を有する者であって、公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する研修又は講習のうち、同協会が化学物質管理専門家の業務実施に当たり、受講することが適当と定めたものを全て修了した者
- VII. オキュペイショナル・ハイジニスト資格又はそれと同等の外国の資格を有する者

会場案内図

